

論語義疏學而篇札記

高橋 均

Notes on Lunyu-Yishu

Hitoshi TAKAHASHI

まえがき

本篇は先に発表した《論語義疏皇侃序札記》（漢文学会会報第三十号・昭和46年6月）につづくもので、《学而篇》をあつかう。

校勘に用いた諸本を列記すると、

- (1) 論語義疏十卷 梁皇侃疏 文明十四年(1482)写、国立国会図書館蔵(略称 国会図書館)
- (2) 同 文明十九年(1487)写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵(略称 大槻本)
- (3) 同 延徳二年(1490)写 大東急記念文庫蔵(略称 延徳本)
- (4) 同 天文十年(1541)写 慶応義塾大学図書館蔵(略称 天文本)
- (5) 同 宝徳三年(1451)写? 主婦の友社お茶の水図書館蔵(略称 宝徳本)
- (6) 同 室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵(略称 江風本)
- (7) 同 室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵(略称 宝勝院本)
- (8) 同 室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵(略称 林本)
- (9) 同 室町期写 蓬左文庫蔵(略称 蓬左本)
- (10) 同 室町期写 大東急記念文庫蔵(略称 久原本)
- (11) 同 室町期写 足利学校遺蹟図書館蔵(略称 足利本)

また敦煌出土論語疏については、上記諸本と様相を少しく異とするので、必要とする個所だけを示めすにとどめ、異同の全てを示してはいない。

上掲諸本の校記、旁注、とりわけ国会図書館欄外の校記は参考としてとりいれた。国会図書館の校記に引かれるのは「古写本」「写本」「印本」の三本で、その内、「古写本」については数条を除いては大槻本と合致し、「印本」とは根本伯脩の刻したいわゆる根本本であるが、「写本」については、今は不明である。

また清の呉騫の《論語義疏参訂十卷》(参訂と略称)、武内義雄氏校定本校勘記(校勘記と略称)をあわせ参考とした。

先の《論語義疏皇侃序札記》と同じく、武内氏校定本を底本とし、経文は第1字目より、何晏注は第2字目より、皇侃疏は第3字目よりはじめ、必要の個所に圈点を付してある。

本篇の調査にあたり斯道文庫に大変お世話になった、記して謝意を示す。

本 文

論語義疏卷第一^{學而爲政} 梁國子助教吳郡皇侃撰（1 a 1）

林本同，

国会図書本，天文本，江風本，久原本，宝勝院本，蓬左本

論語義疏卷第一^{學而爲政} 何晏集解 皇侃疏

大槻本

論語義疏卷第一 何晏集解 皇侃疏

宝徳本

論語第一 何晏集解 王侃

延徳本

論語學而第一^{學而爲政} 何晏集解凡十六章

足利本

論語義疏卷第一 梁國子助教吳郡皇侃撰

論語義疏の巻首がどのようなようであったかは、今にわかには決め難い。武内氏がこのように定めたことについては、校勘記に「文明本每巻首大題下注巻中篇名，唯此巻學而爲政四字在小題下，今據他巻例改正」とある。敦煌本は學而篇のはじめを欠くが，八佾篇首に「論語疏第二」とのみある。

論語學而第一 何晏集解凡十六章（1 a 2）

延徳本無此十四字。

国会図書本，大槻本，天文本，久原本，宝勝院本，蓬左本，宝徳本，江風本

學而第一 疏

林本

學而第一

足利本

論語學而第一 何晏集解

校勘記に「久原本每篇名上無論語二字，文明本學而爲政里仁雍也述而泰伯子罕郷黨堯曰十篇皆篇名上有論語兩字，他篇則無，蓋皇疏原式巻首無大題，故每小題上冠以論語兩字，及後人改寫增大題而遂去之，故諸篇小題之次大題者，特無此兩字也」とある。

學而爲第一。篇別目（1 a 3）

大槻本一字下有第字。

大槻本一字の下に「他本多脱篇上第字」と旁記あり。

多分爲科段矣（1 a 3）

根本本同，各本無矣字。

首末相次無別科重（1 a 4）

根本本無重字。

而以學而最先者（1 a 4）

根本本同，各本以字作持字。

皇疏に「亦用持教授於世也」，「古者賦田持百畝地給一農夫也」などとあることからみて，持とするのが正しいのではなかろうか。

而者因仍也（1 a 5）

根本本同，林本無仍也二字，諸本無而者因仍也五字。

延徳本，江風本はこの五字を旁記する。この文，前に「故以學而爲先也」とあり，後に「第者審諦也」とあるように，「學而第一」の「第一」についての説明であって，ここにまた「而」についての説明が入るのはおかしい。前後の文よりみて，後の「學而時習之」についての皇疏「而猶因仍也」がここに竄入したのかもしれない。

以學而居首（1 a 6）

大槻本居字作屮字。

大槻本に「異本居」との旁注あり。

子者指於孔子也（1 a 7）

国会図書本無於字。

国会図書本欄外に「三本共指下有於」と校記あり。

子是有德之稱（1 a 7）

宝徳本徳字作道字。

集解「馬融曰，子者男子通稱」の皇疏に「凡有徳者皆得稱子」とある。

許氏説文云開口吐舌謂之為曰（1 a 7）

劉氏論語正義に「曰者，皇疏引説文云，開口吐舌謂之為曰，邢疏引説文云，曰詞也，従口乙聲，亦象口氣出也，所引説文各異。段氏玉裁校定作従口乙，象口氣出也。」とある。

必被印可（1 a 9）

林本無必被印可四字。

故稱此子曰通冠一書也（1 a 9）

根本本無此字。

學從幼起（1 b 2）

国会図書本起字作赴字。

字形の似ていることによって誤ったのであろう。国会図書本欄外に「赴作起」と校記

能招朋聚友之由也（1 b 2）

根本本同，各本由字作日字。

故能招友爲次也（1 b 3）

宝徳本無也字。

又從人不知訖不君子乎（1 b 4）

宝徳本，大槻本無不字。

参訂に「不下疑脱亦字」とある。

然後能爲師能爲師（1 b 5）

国会図書館本，延徳本，天文本，江風本，宝勝院本，久原本，蓬左本無能字。

国会図書館本欄外に「古写本印本共師爲之間有能字」と校記。

然後能爲長（1 b 5）

延徳本，天文本無能字。

学記にはいずれも能字がある。

然後能爲長能爲長（1 b 5）

宝徳本無此八字。

然後能爲○君（1 b 6）

根本本同，久原本爲字下有成字。

大槻本，国会図書館本，延徳本，天文本，宝勝院本，林本，足利本，蓬左本爲字下有師字

江風本は師字を旁記し，国会図書館本欄外に「写本印本共爲君之間無師，本文并無」と校記。

學覺也悟也（1 b 6）

延徳本悟字作語字。

参訂に「朱型家曰，白虎通云，學之爲言覺也，悟所不知也。正義云，學者覺也，覺悟其所未知也。此與微異」とある。

言用先王之道導人○情性（1 b 6）

国会図書館本欄外に「写本王下無之字，人情之間有之字」と校記。今それに該当するテキストを見ない。

使自覺悟也（1 b 7）

根本本也字作而字。

去非取是積成君子之徳也（1 b 7）

宝徳本無此十一字。

凡學有三時（1 b 7）

宝徳本有字作者字。

邢疏引く皇疏は有とする，宝徳本の誤り。校勘記に「此條與邢疏所引文稍不同」とある。

二○就年中爲時（1 b 7）

国会図書本，江風本二字下有者字。

前後の文より見て衍字であろう。

長則捍格（1 b 8）

参訂に「朱型家曰，捍禮樂記作扞」とある，邢疏の引く皇疏も「扞」とする。

一就身中者（1 b 8）

参訂に「朱型家曰，中下疑脱爲時二字」とある，邢疏は「身中時」とする。

則勤苦而難成（1 b 9）

根本本同，各本勤字作勲字。

千祿字書に「勤勲（上勤勞，下愍勲）」とある。

故○内則云六年教之（1 b 9）

林本故字下有曰字。

七年○男女不同席（1 b 9）

根本本同，国会図書本年字下有数字，諸本有教字。

国会図書本欄外に「写本数作教」と校記。

十五年成童舞象（2 a 1）

参訂に「朱型家曰，今内則無十五年三字，竊按皇疏中引各經每兼注文，鄭注内則云，成童十五以上，故云十五年。」とある。

春夏學詩樂秋冬學書禮（2 a 2）

参訂に「朱型家曰，考今王制中無此二語，故正義述皇氏之說，而於所引王制則改云，春秋教以禮樂，冬夏教以詩書，下又補引文王世子云，春誦夏弦秋學禮冬讀書，疑皇所引王制改偶誤記也。」という。

詩樂是聲聲亦輕清（2 a 3）

宝徳本輕清二字倒。

則爲易入也（2 a 3）

久原本爲字作乃字

字形の似ていることにより誤ったのであろう。敦煌本は「則易入也」と爲字がない。

藏焉修焉息焉游焉（2 a 5）

国会図書本藏字作嚴字。

江風本，久原本游字作遊字。

學記は「息焉遊焉」とし，邢疏所引も同じ。敦煌本は游焉の二字がない。

今云學而時習之者（2 a 5）

国会図書本云字作者字。

国会図書本欄外に「三本今者作今云」と校記。

時是日中之時也（2 a 5）

江風本無之字。

邢疏に「日中時」とある。

日夜所替也（2 a 6）

延徳本替字作贊字。

字形の似ていることにより誤ったのであろう。

之之於所學之業也。（2 a 6）

林本無所字。林本，久原本也字下有焉耳乎哉四字。

悦者懷抱欣暢之謂也（2 a 6）

国会図書本暢字作暢字。

国会図書本欄外に「三本共作暢是也」と校記。

如問之然也（2 a 8）

国会図書本也字作之字，江風本作云之二字。

国会図書本欄外に「三本共然之作然也」と校記。

子者男子。通稱。（2 a 9）

宝徳本，林本子字下有之字。

国会図書本，大槻本，天文本，江風本，宝勝院本，足利本稱字下有也字。

大槻本に「之本注」「也本注無」，延徳本に「異本稱下有也」と旁記。

時者學者以時誦習也（2 b 1）

大槻本に「之字也」と旁記。

所以爲悦懌也（2 b 3）

江風本無爲字。

江風本旁注により爲字を補う。

然王此意即。日中不忘之時也（2 b 3）

各本即字下有是字。国会図書本，天文本，宝勝院本，蓬左本，根本本忘字作怠字 下同。

敦煌本にも是字があり，諸本と合致する。また，皇疏に「三就日中爲時者，前身中年中二時而所時，並日日修習不暫廢也」とあることによると，怠とするが是か。

此第二段明。取友交也（2 b 4）

国会図書本，天文本，蓬左本明字下有同字。

宝勝院本無取字。

林本，根本本同，諸本無交字。

友者有也（2 b 5）

大槻本，延徳本，林本，久原本，宝徳本，足利本無者字。

国会図書本欄外に「古写本友者之者無」と校記，敦煌本もまた者字がない。

契闊飢飽（2 b 5）

大槻本，延徳本，宝勝院本，蓬左本，林本契字作契字，江風本，久原本，足利本作契。

国会図書館本，大槻本，林本，久原本闊字作濶字。

則千里之外違之（2 b 6）

宝徳本無之字。

故。可爲樂也（2 b 7）

江風本故字下有爲字。

招朋已自可爲欣（2 b 8）

宝徳本無自字。

敦煌本には「自可」の二字がない。

遠至彌復可樂（2 b 8）

大槻本復字作後字。

字形の似ていることで誤ったのであろう。

友至故忘言（2 b 8）

宝徳本無至字。敦煌本もまた至字がない。

但來必先同門（2 b 8）

国会図書館本，天文本，足利本但字作俱字。

国会図書館本欄外に「三本共俱作但」と校記。

悦之與樂俱是權欣（2 b 9）

宝徳本，延徳本俱字作但字。

大槻本權字作惟字。

敦煌本も俱字を但字と作り，宝徳本，延徳本に合する。

向得講。習在我（2 b 9）

宝徳本無得字。

根本本同，宝徳本講字作誦字，諸本講字下有誦字。

敦煌本も得字がなく，宝徳本と合する。ここは講習であろう，誦習とするは前の王肅注に「時者學者以時誦習也，誦習以時」とあることによって改めたもので，講誦習は旁記注が疏文に混入したのであろうか。敦煌本も講習とする。後に「君子以朋友講習」と見え，「傳不習乎」の何注に「得無素不講習而傳之乎」とあり，その皇疏に「言所傳之事，無得本不經講習而傳之也」とある。

○自得於懷抱（3 a 1）

延徳本自字上有必字。

况其近者乎（3 a 2）

国会図書館本欄外に「古写本写本共近作邇」と校記。

苞氏曰同門曰朋也（3 a 3）

校勘記に「文選古詩十九首注引之，以爲鄭注」とある。皇疏より見ると，皇侃の依ったテキストは苞氏注としていたようである。月洞氏《輯佚論語鄭氏注》はこの注を鄭玄注とすることに，疑いを存している。参訂に「朱型家曰，苞氏之注疑出于古記。白虎通云，朋者黨也，友者有也，禮記曰，同門曰朋，同志曰友。然班氏所引當出古記，今戴記中無此文，皇氏所以引鄭周禮注歟。」という。

然。何集注皆呼人名（3 a 3）

久原本然字下有則字。

苞名咸（3 a 4）

宝勝院本，蓬左本苞名二字倒。

君子有德之稱也（3 a 6）

大槻本，宝徳本，林本，足利本徳字作道字。

国会図書館本欄外に「古写本有徳作有道」と校記あり。「子」について皇疏は「有徳之稱」と説明するところからすれば，ここは有道とするのが正しいようである。敦煌本はこの七字を「君子是有道之稱」としていて，それを裏づける。

己學得先王之道（3 a 6）

久原本無之字。

而他人不見知（3 a 6）

江風本無而字。

此是君子之徳也（3 a 7）

久原本無之字。

国会図書館本欄外に「古写本君子之子無」と校記，今該当するテキストを見ない。

有徳已爲。可貴（3 a 7）

国会図書館本，天文本，宝勝院本，足利本，根本本爲字下有所字。

国会図書館本欄外に「古写本爲下無所字」と校記。

故爲教誨之道（3 a 7）

国会図書館本故字作於字。

国会図書館本欄外に「三本共作故 是」と校記。

若人有鈍根不能知解者（3 a 8）

宝勝院本根字作很。

字形の似ていることにより誤る。

君子恕之（3 a 8）

蓬左本恕字作怒字。

敦煌本もまた怒字とする。

爲君。者亦然也（3 a 8）

国会図書館本，天文本，江風本，宝勝院本，足利本，蓬左本，根本本君字下有子字。

校勘記に「桃華齋本根本本君下有子字，恐非」とある。

君子不愠之也（3 a 9）

国会図書館本愠字作怒字。

国会図書館本欄外に「三本共怒之作愠之」と校記。

君子忠恕（3 b 1）

延徳本恕字作怒字。

中於講肆（3 b 1）

大槻本，江風本肆字作肄字。

大槻本に「異本肆」と旁記。

凡注無姓名者皆是何平叔語也（3 b 2）

根本本同，諸本無此十三字。

この皇疏は諸本では爲政篇吾十有五章下にある。敦煌本ではこの部分を欠くが，吾十有五章下にこの皇疏が見えるから，元來そこにあったのかもしれない。

好犯上者鮮矣（3 b 4）

参訂に「按兼明書引皇侃云，犯上謂犯顔而諫，言孝悌之人必不犯顔而諫，與此微異」という。

犯謂諫争也（3 b 5）

久原本争字作諍字。

以恭從爲性（3 b 5）

延徳本，林本，足利本，根本本同，諸本無以字。

必陷於不義（3 b 7）

久原本陷字作蹈字。

不欲存孝子之心使都不諫（3 b 7）

宝徳本存字作在字。

故熊埋云（3 b 7）

蓬左本熊字作能字。

能とするは誤り。

而復云鮮矣者。（3 b 8）

国会図書館本矣者二字倒。

大槻本，延徳本，天文本，宝勝院本，林本，宝徳本，蓬左本，足利本者字下有矣字。

国会図書館本欄外に「三本共者矣作矣者」と校記。

則生陵犯之慚（3 b 9）

参訂に「慚疑作漸」という。

則抑匡彌之心（3 b 9）

延徳本，宝徳本則字作用字。

彌論教體也（3 b 9）

根本本彌字作稱字。

校勘記に「根本本彌作稱，恐誤」とある。

上謂凡在己上者也（4 a 1）

大槻本也字の旁に「本注無」と注記。

故曰而。犯上者鮮矣（4 a 2）

根本本而字下有好字。

當不義而爭之（4 a 3）

大槻本，久原本，足利本，根本本爭字作諍字。

大槻本「異本 爭」と旁記。

必不職爲亂階也（4 a 4）

江風本職字作職字。

必不作亂。（4 a 4）

宝勝院本に「本也」と旁記，今そのようなテキストを見ない。

侃案熊。解意（4 a 4）

江風本，久原本，林本熊字下有埋字。

然觀熊之解（4 a 4）

国会図書本觀字作視字。

既不好犯上（4 a 5）

大槻本，延徳本，宝徳本無上字。

国会図書本欄外に「古写本犯下有（無字の誤りか）上字」と校記。

何煩設巧明（4 a 5）

林本設字作説字。

心自。是恭順（4 a 5）

延徳本重自字。

延徳本「異本無」と旁記。参訂に「按梁諱順，上文云，以恭從爲性，則此或後人所改，後凡作順者倣此。」という。

必無亂理（4 a 6）

大槻本，延徳本，林本，久原本，宝徳本無必字。

云未之有也（4 a 7）

大槻本，延徳本，足利本云未之有四字作曰未有之四字。

国会図書本，天文本，江風本，宝勝院本，林本，久原本，宝徳本，蓬左本之有二字倒。

故君子必向慕之也（4 a 7）

宝徳本無故字。

解所以向慕本義也（4 a 8）

江風本向字作尚字。

基立而後可大成也（4 a 9）

宝徳本基字作本字。

故諸衆德悉爲廣大也（4 a 9）

大槻本，延徳本，宝徳本無衆字。

校勘記に「文明本旁注異本無衆字，桃華齋本久原本與文明本同，清熙園本延徳本與異本同，今按衆字衍」とある。

孝悌也者爲仁之本與（4 b 1）

校勘記に「文明本仁下無之字，諸本並有，今據補正，古鈔集解本正平板並仁上無爲字，皇疏諸本並有，永祿鈔集解本邢疏本同，按此下疏但云，孝是仁之本，若以孝爲本則仁乃生也，而泰伯篇君子篤於親章下疏引此句，亦無爲字，疑皇氏原本亦無爲字」とある。

若以孝爲本則仁○乃生也（4 b 2）

国会図書館本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本仁字下有義字。

宝徳本無也字。

国会図書館本欄外に「古印二本共仁下無義」と校記，宝勝院本「義字當削，異本皆無」と校記。

夫孝徳之本也教之所由生也（4 b 2）

林本無二也字。

苞氏曰先能事父兄然後仁○可成也（4 b 3）

国会図書館本，天文本，江風本，宝勝院本，久原本，蓬左本仁字下有道字。

延徳本「異本無苞氏曰三字」と校記。校勘記に「按皇疏諸本並有此三字，古鈔集解本正平板則無，疑延徳本旁注所謂異本即集解本，非皇疏本」とある。

鮮矣有仁（4 b 5）

延徳本「一本無仁字」と旁記。

巧言者便僻其言語也（4 b 5）

各本僻字作辟字。

延徳本「便人之善，辟人之惡也」と旁記。

性有厚薄（4 b 8）

国会図書館本，大槻本，延徳本，宝徳本，宝勝院本，久原本，蓬左本厚字作淳字。

故曰鮮矣有仁（4 b 9）

大槻本，延徳本，宝徳本，久原本，足利本無有字。林本有字作在字。

大槻本「異本仁上有有字」と旁記。皇疏本は元來有字が無かったのかもしれない。

令色無○質（4 b 9）

延徳本無字下有有色字。

校勘記に「文明本質上有有色字，恐衍，今據他本刪正」とある。

盖姓曾（5 a 2）

根本本無盖字。

名参字子譽○（5 a 2）

根本本譽字作輿，国会凶書本譽字作譽。久原本譽字下有也字。

国会凶書本欄外に「古写二本譽作譽」と校記，譽とするは誤り。

曾子言（5 a 3）

久原本言字作曰字。

三過自視察我身有過失否也（5 a 3）

大槻本，江風本，宝勝院本，林本，宝徳本，蓬左本否字作不字。林本也字作乎字。

忠中○也（5 a 4）

根本本中字下有心字。

言爲他人圖謀事○（5 a 4）

根本本同，諸本事字下有計字。

當盡我中心也（5 a 4）

根本本同，久原本中心二字作忠字，諸本中字作忠字。

忠心とするのが正しいようである。この個所を邢疏は「爲人謀事而得無不盡忠心乎」

という。また爲政篇「孝慈則忠」の皇疏に「民皆盡竭忠心以奉其上也」とある。

所以三省觀審恐失也（5 a 5）

国会凶書本，久原本，根本本觀審二字作視察二字，

天文本，江風本，宝勝院本，林本，足利本，蓬左本審字作察字。

国会凶書本欄外に「古写本視察作觀審」と校記。

朋友交合本主在於信（5 a 5）

国会凶書本，延徳本，天文本，江風本，宝勝院本，林本，蓬左本合字作會字。

校勘記に「文明本旁注，合異本作會，清熙園本久原本與文明本同，延徳本桃華齋本與異本同，玩其文義作交合者是」とある。

豈可與人交而不爲信乎（5 a 5）

宝徳本無人字。

この皇疏より見ると皇侃のよった経文は「與朋友交而不信乎」と言字がなかったのかもしれない。今見る諸本はいずれも「與朋友交言而不信乎」とする。

凡有所傳述（5 a 6）

林本無所字。

而妄傳之乎（5 a 6）

国会図書本欄外に「古写本傳之作傳」と校記。

况復凡人可不爲此。三事乎（5 a 7）

宝徳本不爲二字作故字，延徳本作無故二字。

林本此字下有之字。

我一日之中三過。内視我身有此三行否也（5 a 7）

大槻本，延徳本，久原本，林本，足利本我字在過字下，無上我字。

足利本同，諸本否字作不字。

言凡所傳。事（5 a 8）

各本傳字下有之字。

古人言故必稱師也（5 b 1）

延徳本同，根本本此八字作以古人言必稱師也，諸本故字作以字。

大槻本，延徳本無也字。

大槻本旁注「一本以字在古人上」，この一本は根本本と合致する。故字を武内氏は延徳本によって改正したというが，延徳本故字に点を付し，以字を注記する。延徳本が故字と書するは鈔写時の誤りか。国会図書本欄外に「古写本師也之也無」と校記。

千。乘大國也（5 b 2）

宝徳本千字下有國字。

司馬法曰（5 b 4）

大槻本，延徳本，江風本，宝勝院本，宝徳本，蓬左本，根本本無曰字。

国会図書本欄外に「三本共法下無曰字」と校記。

齊景公時司馬襄直爲軍法也（5 b 5）

宝徳本無景公時三字。

国会図書本，根本本襄字作穰字。

国会図書本欄外に「穰一作襄，古写本同」と校記。史記列伝は穰直とし，釈文所引もまた穰直とする。

跬三尺也（5 b 6）

大槻本無跬字。

歩。六尺也（5 b 6）

根本本同，大槻本，久原本歩字作方字，諸本歩字下有方字。

古者賦田以百畝地給一農夫也（5 b 8）

根本本同，諸本以字作持字。

持字と作るの正しいようである。「而以學而最先者」（1 a 4）を参考。

自隨地肥墩及其家人多少耳（5 b 8）

宝勝院本，宝徳本，蓬左本墩字作礪字。

天文本，江風本墩字作礪字。

林本墩字作擻字。

宝勝院本「異本作墩」と旁記あり。王制釈文に「肥境，本又作墩」とあるので，王制については境，墩とするテキストがあったことがわかる。

故王制云制農田百畝（5 b 9）

根本本同，諸本制農田三字作上農夫三字。

延徳本畝字作夫字。

今見る王制は「制農田百畝，百畝之分，上農夫食九人」とある。皇侃の依った王制は今本と異なっていたのだろうか。

百畝之分（5 b 9）

宝徳本，宝勝院本百字作畝字。

上農夫食九人（5 b 9）

久原本，林本食字作養字。

則是方百歩者是三也（6 a 1）

宝徳本無是字。

文義よりみて宝徳本が正しいようである。

義○名之也（6 a 1）

久原本義下有以字。

故合三夫目爲屋也（6 a 2）

根本本同，諸本合字作今字。

長○百歩（6 a 3）

延徳本長字下有者字。

上下の文より見て，無いほうが正しいようである。

以一尺耕伐地爲溜通水（6 a 5）

国会図書本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本耕字作耦字。

国会図書本欄外に「古印二本共耦伐作耕伐」と校記。「耦伐廣一尺」という皇疏からみて，ここは耦とするのが正しいようである。参訂に「朱型家曰，耕疑作耦，字書溜音肅，類篇濕也，伐地為溜，其義未詳」とある。

水流畝畝然（6 a 5）

根本本水字上有流字。

大槻本，延徳本，宝徳本此五字作<流<畝<然。

足利本此五字作流<<畝<然。

大槻本，延徳本，宝徳本，足利本はいずれも流水流畝畝然となり，首の流字は上句に付すのであろう。参訂に「按畝畝及曰畝，並疑畝即畝字，音姑洙切。匠人云，一耦之伐廣尺深尺謂之畝，田首倍之，廣二尺深二尺謂之遂。畝説文作く水小流也。然匠人云，倍く爲遂，倍遂爲溝，倍溝爲洙，倍洙爲く，音古外切，與澮同。説文曰，水流くく也。匠人云，方百里爲同，同間廣二尋深二仞，謂之く，是く與く大小相去甚遠，而字音亦各不同。今皇氏誤記説文，混而合之，似非。」という。

謂之爲溝（6 a 6）

大槻本，宝徳本無爲字。

此十井之地竝之（6 a 7）

宝徳本無十井之三字。

徒卒二人也（6 a 8）

大槻本，延徳本，宝徳本，宝勝院本，林本，蓬左本，足利本無卒字。

徒卒二十人也（6 b 1）

宝徳本無卒字。

故謂城也（6 b 1）

大槻本，延徳本，宝徳本，久原本，足利本城字作成字。

其地千城（6 b 2）

各本城字下有也字。

即是千城也則客千乘也（6 b 2）

宝徳本無即是千城也則六字。林本無乘下也字。

文義よりみて，「即是千城也」はあるいは旁注が疏文に竄入したものかもしれない。

○合成方十里者九百也（6 b 4）

大槻本合字上有既字。

国会図書本欄外に「古写本合上有既字」と校記。

今取方百里者一而○六分破之（6 b 5）

延徳本，根本本同，宝徳本而字作百字，諸本而字下有百字。

延徳本，根本本が正しいようである。旁注が疏文に入ったのであろうか。敦煌本もまた延徳本，根本本と同じ。邢疏は「以此方百里者一六分破之」とする。

每分得廣十六里（6 b 5）

宝徳本無每字。

大槻本，宝徳本得字作方字。

敦煌本は每字を則字とする，ただ邢疏は每字である。得字を方字とするは誤り。

長百里（6 b 5）

宝徳本無長百里三字。

其。廣十六里也（6 b 5）

延徳本其字下有餘字。

敦煌本には其字，也字がない。

設法特埤前三百里南西二邊（6 b 6）

大槻本特字作持字。

大槻本，天文本，足利本，蓬左本埤字作捍字，下同。

敦煌本ならびに邢疏は，埤字である。

方十六里者一（6 b 7）

宝徳本無方字。

宝徳本の誤り。

又方一里者五十六里也（6 b 7）

蓬左本一字作十字。

十字とするは誤り。敦煌本には，五十六里也の里也二字がない，正しいようである。

是少方一里者二百五十六里也（6 b 7）

宝徳本無六字下里字。

この里字，敦煌本にもない，正しいであろう。邢疏もまた同じ。

埤方三百里兩邊（6 b 8）

大槻本無里字。

里字無きは誤り。

又設法破而埤三百十六里兩邊（6 b 9）

大槻本，延徳本，宝徳本無法字。

敦煌本は法字がなく設字を説字とし，邢疏もまた法字がなく，設字を復字とする。

故云方三百。十六里有奇也（7 a 1）

天文本十字上有一字。

賜魯革車千乘也（7 a 4）

林本無也字。

此亦與周同也（7 a 6）

林本也字作法字。

井十爲棄（7 a 7）

各本棄字作乘字。

敦煌本もまた乘字とする，棄字とするのは誤り。

○此一通使出一乘（7 a 7）

各本此字上有今字。

敦煌本もまた今字がある，有るのが良いだろう。校勘記に「諸本乘下有今字」という

は、一乗という語によって誤ったのであろう。

○方十里者（7 a 8）

足利本方字上有今字。

今字が有るのは誤りであろう。

苞氏依孟子王制（7 b 1）

各本孟子王制四字作王制孟子四字。

釋文所引、邢疏いずれも王制孟子とする。ただ皇疏「孟子及王制之言」とするところから見ると、皇侃のよったテキストは、孟子王制となっていたのであろうか。

皆如○苞氏所説也（7 b 1）

足利本如字下有是字。

故兩存焉○（7 b 2）

宝勝院本，蓬左本焉字下有之字。

大槻本「本注之字也」と旁注。

故我今注兩録存之也（7 b 3）

宝徳本存字作在字。

曲禮云毋不敬（7 b 4）

大槻本毋字作無字。

曲禮は毋字とする、釈文に「毋不敬，音無」とある。

雖富有一國之財（7 b 7）

久原本無之字。

宝徳本無之財二字。

敦煌本もまた之財二字がなく、宝徳本と一致する。

故云愛人也（7 b 8）

大槻本無也字。

国会図書館本欄外に「古写本人下無也」と校記。

節用而愛人（7 b 8）

各本有苞氏曰節用者不奢侈也國以民爲本故愛養之也二十字注。

国会図書館本，江風本無之下也字。

国会図書館本欄外に「三本共之下有也」と校記。

以時謂出不過三日（7 b 8）

根本本同，諸本出字作歲字。

敦煌本もまた歲字とする、禮記王制に「用民之力，歲不過三日」とある、歲とすべきである。歲字を𠂔と抄書する（延徳本，宝徳本，宝勝院本，蓬左本，足利本）ことによって出字に誤ったものであろう。

使之則唯指黔黎。(7 b 9)

根本本黎字下有也字。

父母。閨門之内(8 a 3)

根本本母字下有在字。

接外之禮(8 a 4)

延徳本接字作禮字。

延徳本接字を旁記。

在親可知也(8 a 4)

林本無也字。

汎。廣也(8 a 5)

天文本汎字下有者字。

君子尊賢容衆(8 a 5)

延徳本尊字作貴字。

故廣愛一切也(8 a 5)

江風本無故字。

敦煌本には故字，也字がない。

故見有仁徳者而親之也(8 a 5)

林本無故字。

林本ここに親字を旁記。

但廣愛之而已。(8 a 6)

根本本同，諸本已字下有也字。

行者所以行事已畢之跡也(8 a 6)

宝徳本無以，事二字。

隨須而與(8 a 8)

国会図書本欄外に「写本隨下須作順」と校記，しかし今順字に作るものを見ない。

則此人便是賢於賢者(8 b 3)

大槻本，久原本無則字。

天文本，宝徳本，宝勝院本，蓬左本，足利本無此字。

然云賢於賢者(8 b 3)

国会図書本，延徳本，天文本，宝徳本，宝勝院本，久原本，蓬左本無者字。

国会図書本欄外に「古印二本亦上有者字」と校記。

亦是奨勸之辭也(8 b 3)

久原本勸字作進字，林本無也字。

敦煌本には是字，也字がない。

則當改易其平常之色○（8 b 4）

根本本同，諸本色字下有也字。

則善○（8 b 6）

各本善下有也字。

故云必有信也（9 a 2）

根本本同，諸本云字作言字。

假令不學（9 a 3）

根本本令字作合字。

雖云未學而可謂已學也生而知者上（9 a 4）

大槻本無也字，国会図書本生字作學字。

国会図書本が學字とするのは誤り。

若未學而能知（9 a 5）

根本本能字作皆字。

蓋假言之以勸善行也（9 a 5）

林本無之字，大槻本之字作也字。

静爲躁本（9 a 5）

大槻本躁字作踈字，根本本作蹠字。

大槻本「踈異本作躁 爲是」と旁記，根本本は字形の似ていることによって誤ったのであろう。

君○不重則無威（9 a 6）

根本本同，諸本君字下有子字。

文義よりみて子字を補うのが正しいであろう。

學又不能堅固識其義理也（9 a 7）

国会図書本又字作之字，江風本作亦字。

江風本無其字。

足利本義字作我字。

国会図書本欄外に「三本共之作又」と校記。

固弊也（9 a 8）

根本本弊字作蔽字，下同。

校勘記に「根本本弊作蔽，邢本同，吉田篁墩云，本邦舊鈔集解諸本皆作弊，今按皇本注文疏文並作弊，與舊鈔集解本同」とある。

孔謂固爲弊（9 a 8）

根本本謂字作訓字。

国会図書本欄外に「写印二本謂作訓」と校記。今鈔本で訓とするものを見ない。

言人既不能敢重（9 a 8）

国会図書館欄外に「写本散（敢の誤り）作敦」と校記。今敦とする鈔本を見ない。邢本注、疏ともに敦とする。参訂に「盧文昭曰、敢當作敦、蓋因宋諱致譌、與下疏並當改正」とあり、参訂欄外に「敦重作敢重、自是彼國傳寫之訛、未必是避宋諱也」という。

猶詩三百一言以蔽之蔽也（9 a 9）

大槻本、延徳本、宝徳本、林本、足利本上蔽字作弊字。

根本本同、諸本下蔽字作弊字。

「詩三百、一言以蔽」の蔽、大槻本、宝徳本、林本、足利本では弊とする。

學。不能堅固識其義理也（9 a 9）

宝徳本、林本學字下有又字。

国会図書館本無也字。

大槻本は學の旁に「又本注」と注記、また天文本では亦を傍記する。邢本には又がある。皇疏よりみると、又が有るようであるが、国会図書館本皇疏（9 a 7を参考）では學之とする。国会図書館欄外に「三本共理下有也字」と校記。

百行之主也（9 b 2）

林本主字作至字、敦煌本無也字。

則已有日損（9 b 3）

大槻本、延徳本、久原本無有字。

則勝己者豈友我耶也（9 b 4）

大槻本、延徳本、宝徳本、久原本、林本無者字。

根本本無也字。

敦煌本には則勝己者の四字がない。

擇友必以忠信者爲主（9 b 4）

大槻本擇字作執字。

延徳本友字作善字。

林本、根本本同、諸本無以字。

国会図書館欄外に「古写本擇友作執友」と校記、以字は敦煌本にもない、諸本と一致。

不取忠信不如己者耳（9 b 4）

久原本取字作敢字。

字形の似たことによって誤ったのであろう。

不論餘才也（9 b 5）

林本無也字。

上同心於文王（9 b 7）

根本本同、林本同心二字倒。

延徳本心字作志字，諸本無心字。

敦煌本もまた心字がなく，諸本と一致する。正しいようである。

此直自論才同徳等而相親友耳（9 b 8）

国会図書本徳字作従字。

国会図書本欄外に「三本共従作徳」と校記。

便辟善柔之誠（9 b 9）

大槻本，久原本，林本辟字作僻字。

憚難也（10 a 3）

足利本無也字。

鄭心則言當親於忠信之人也（10 a 3）

参訂に「盧文弨曰，心則二字疑衍」。参訂欄外に「鄭心則猶云鄭意如此也，心則二字非衍。皇解主字爲百行之主，與鄭意異。故云，鄭心則言當親於忠信之人也。」という。

鄭心が正しいであろう，敦煌本が心字を意字とすることもまたそれを証するだろう。

人子宜窮其哀戚（10 a 4）

足利本哀戚二字倒。

欣新忘舊（10 a 6）

宝徳本忘字作忽字。

義士之所弃（10 a 6）

久原本土字作事字。

則民下之徳日歸於厚也（10 a 8）

宝勝院本徳字作能字，下同。

久原本徳字作旨字。

林本無也字。

能，旨はいずれも徳字であろう。

君徳既厚（10 a 8）

大槻本君徳二字作能字，延徳本徳字作能字。

国会図書本欄外に「古写本君徳作能一字」と校記。鈔本で徳字を能あるいは旨とする

（国会図書本，宝勝院本，久原本にその例が見える）ことから，さらにそれが能字に譌したのであろうか。敦煌本は君徳既厚である。

人君能行此二者（10 b 2）

大槻本能字の旁に「本注無」と注記。邢本には人字がない，人字についての注記か。

民化其徳而皆歸於厚也（10 b 2）

宝徳本無也字。

禽問子貢（10 b 5）

校勘記に「禽疑當作亢，子貢答禽之禽字亦同，下文云亢又問言云云，是即其證。」とある。

與語○不定之辭也 (10b 5)

国会図書館本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本，林本語字下有助字。

国会図書館本欄外に「古印二本共不上無助字」と校記。「與，語助也」「抑，語助也」

「之，語助也」などとみえるから，助字の有るほうが良いようである。

必先逆聞其○風政 (10b 6)

宝徳本無其，風二字。久原本其字下有國字。

敦煌本には風字がない，宝徳本と一致する。久原本は前の疏によって入ったものか。

亢又問言 (10b 7)

延徳本言字作曰字。

爲是就其國主求而得之○不乎 (10b 6)

根本本不字作否字。

爲治而聞之○不乎 (10b 7)

根本本不字作否字。

国会図書館本，江風本，宝勝院本，蓬左本乎字作也字。

子禽弟子陳亢也○字子禽也 (11b 8)

延徳本「也字子禽也五字異本無」と旁記，大槻本「本注字子禽也四字無」と旁記。校

勘記に「吉田篁墩云，皇疏本永祿鈔集解本陳亢也下有字子禽也四字，名賜下又有字子貢

也四字，今按古鈔集解本正平板並唯有字子貢也四字，無字子禽也四字」とある。

必與聞其國政 (11a 1)

大槻本國字の旁に「本注邦字」の注記。

求而得之○耶 (11a 1)

大槻本之字の旁に「本注無」の注記。校勘記に「文明本旁注異本耶作歟，久原本與異本同」とある。

抑人君自願與爲治○耶也 (11a 1)

国会図書館本，大槻本，天文本，宝勝院本，久原本，根本本無也字。

故梁冀云 (11a 3)

梁冀とは，釈文序録に「梁顛注十卷，天水人，東晋國博士」とある人であろう。参訂に「冀疑作顛下同，按七録有顛論語注釈十卷，顛東晋國子博士，或作覬，蓋以音相近，故訛為冀耳，若後漢之梁冀，史言其裁能書計，又烏足以辱聖典耶」という。

子貢答禽說孔子所以得逆聞之○由也 (11a 4)

林本無也字。

敦煌本には由也の二字がない。

言夫子身有_○此五德之美 (11 a 5)

大槻本, 延徳本, 宝徳本, 林本, 久原本, 足利本身字作自字。

敦煌本は身とする。

推己以測_○人 (11 a 6)

久原本測字作側字。

觀其民之五德 (11 a 7)

国会図書館本觀字作視字。

国会図書館本欄外に「古印二本共視作觀, 下同」と校記。国会図書館本は下文にわたって何注皇疏の觀字を視字としているが, 父在觀其志父没觀其行の觀はそのままである。ところで, 觀字を𦣻と鈔写することがある。ここも, 何注, 皇疏と細字の部分が視となっているのは, 觀を𦣻と鈔写したものが(天文本も觀を𦣻としている)視に誤ったのではないだろうか。敦煌本はいずれも觀である。

則○政教恭儉讓也 (11 a 8)

大槻本則字下有其字。

国会図書館本欄外に「古写本則政之間有其字」と校記。上下の文よりみると, 其が入ったほうが文が整う。参訂に「朱型家曰, 則下疑脱其君二字, 教下疑脱之字」という。

其諸異乎人之求之與也 (11 a 9)

大槻本之の旁に「之, 也本注無」と注記。

人則行就彼君求之 (11 b 1)

宝徳本行字作往字。

故曰異也 (11 b 2)

延徳本曰字作云字, 林本無也字。

敦煌本は也字がない。

言夫子行此五得而得之 (11 b 4)

各本得字作徳字。

校勘記に「文明本旁注異本得作徳, 久原本桃華齋本延徳本根本本並與異本同」とある。

與人求○異 (11 b 4)

各本求字下有之字。

大槻本は之の旁に「本注無」と注記。

明人君自願_○求與爲治_○之也 (11 b 5)

大槻本, 延徳本, 宝徳本無願字。

宝徳本無爲字, 根本本無之字, 林本無也字。

大槻本自求の旁に「本注願字」と注記, 之の旁に「本注無」と注記。

政是人君所行 (11b 6)

国会図書館本政字作故字。

延徳本，宝徳本無行字。

国会図書館本欄外に「三本共故作政」と校記。敦煌本は政字がない。

見於民下 (11b 6)

国会図書館本下字下有行字。

国会図書館本欄外に「三本共民下下無行字」と校記。

自與之也 (11b 6)

宝徳本此句下有明人君自願與爲治也九字集解注。

宝徳本この句の旁に「九字異本無」と注記。

父在觀其志父没觀其行 (11b 7)

天文本下觀字作視字。

觀其民之五徳 (11a 7) において，觀→視→視と想定したが，天文本は上の觀は視とし，下の觀を視とする，これもまた上述の推測を裏づけよう。

其其於人子也 (11b 7)

大槻本，足利本其於二字作指字。

久原本無於字。

国会図書館本欄外に「古写本其於二字作指一字」と校記。

應有善惡 (11b 8)

延徳本有字作在字。

故可觀志也 (11b 9)

国会図書館本，天文本觀字作視字，下同。

国会図書館本欄外に「三本視作觀下皆同」と校記。

則觀此子所行之行也 (11b 9)

足利本無也字。

故觀其志而已也 (12a 1)

根本本無也字。

大槻本は也の旁に「本注無」と注記。

聞善事便喜 (12a 2)

江風本聞字上有則字。敦煌本喜字作悦字，下同。

聞善。則不喜也 (12a 2)

国会図書館本善字下有事字。

国会図書館本欄外に「三本共善則之間無事」と校記。敦煌本もまた事字があり，それが正しいようである。

父没乃觀其行也 (12 a 2)

江風本無也字。

国会図書本欄外に「古写本行下無也字」と校記。

其義有二也 (12 a 4)

宝徳本無也字。

豈復識政之是非 (12 a 4)

大槻本政字作改字。

二則三年之内 (12 a 5)

国会図書本二字作一字。

国会図書本欄外に「三本共下一則作二則」と校記。

哀慕心事亡如存 (12 a 5)

宝徳本無心字。

敦煌本にも心字がなく、宝徳本と一致。

則所不忍改也 (12 a 5)

宝徳本無也字。

敦煌本にも也字がなく、宝徳本と一致。

惡教傷民 (12 a 7)

宝徳本教字作交字。

敦煌本もまた交字とし、宝徳本と一致。

若卿大夫之○惡 (12 a 8)

足利本，根本本之字下有○心字。

国会図書本，大槻本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本，林本，久原本之字下有○政字。

校勘記に「文明本旁注異本惡上有○政字，清熙園本與文明本同，久原本桃華齋本與異本同，根本本惡上有○心字，疑正字之譌，正政古通」とある。

以禮檢民跡 (12 b 1)

根本本同，諸本檢字作檢字，下同。

跡檢心和 (12 b 2)

国会図書本心字作必字。

故風化乃美 (12 b 2)

参訂に「故字疑衍」という。

不以禮節之 (12 b 5)

延徳本以禮二字倒。

亦不可行○ (12 b 6)

各本行字下有也字。

此明。行樂須禮也 (12b 6)

林本明字下有乃字。

則於事亦不得行也 (12b 6)

江風本則字作即字。

上純用禮不行 (12b 7)

国会凶書本，大槻本，久原本純字作能字。

国会凶書本欄外に「写印二本共能作純」とある。

馬融曰 (12b 7)

天文本に曰字の旁に「有言」と注記。

言可復也 (13a 1)

宝徳本復字作覆字，下同。

宝徳本に「異本復」と注記。校勘記に「文明本無也字，諸本並有，今據補正」とある。

此信之言乃可復驗也 (13a 2)

宝徳本無也字。

答曰昔有尾生 (13a 3)

根本本同，諸本有字作在字。

国会凶書本欄外に「写印本共昔在作昔有」と校記。敦煌本は「昔尾生」とし，有字がない。

與一女子期於梁下 (13a 3)

大槻本，延徳本，宝徳本，久原本無一字。

国会凶書本欄外に「古写本一女之一字無」と校記，敦煌本もまた一字がなく，上記諸本と合する。

後一日急暴水漲 (13a 3)

久原本急字作忽字。

延徳本，宝徳本漲字作長字。

林本漲字作漲字。

敦煌本は「忽暴水長」とし，上記諸本と合する。

故曰近。義也 (13a 6)

各本近字下有於字。

則不。得爲向者通也 (13a 6)

足利本，根本本不字下有可字。

言信不必合宜 (13a 6)

大槻本は言字の旁に「本注」と注記。

恭是遜從 (13a 8)

大槻本遜字作孫字。

禮是體。別 (13 a 8)

林本體字下有則字。

則遠於恥辱 (13 a 9)

久原本於字作猶字。

遜從不合禮者何 (13 a 9)

足利本無者字。

猶如遜在牀下 (13 a 9)

根本本同，諸本牀字作床字。

及不應拜而拜之。屬也 (13 a 9)

大槻本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本，久原本，林本，根本本之字下有之字。

国会図書本欄外に「三本共之下重有之字」と校記。校勘記に「文明本也誤作乎，今改正」とある。敦煌本は之字を重せず，また也字がない。

○ 恭不合禮 (13 b 1)

大槻本，延徳本同，諸本恭字上有苞氏曰三字。

大槻本に「苞氏曰本注」と旁記。校勘記に「文明本旁注異本此上有苞氏曰三字，延徳本清熙園本與文明本同，久原本桃華齋本根本本與異本同」とある。敦煌本は「苞氏曰」三字なく，大槻本，延徳本と一致する。

乃是非禮 (13 b 2)

根本本同，諸本是非二字倒。

敦煌本には乃是二字がない。

亦可宗敬也 (13 b 4)

校勘記に「阮元云，皇本宗下有敬字，余所見皇疏諸本皆然，唯久原本旁注云，異本無敬字，按此下孔注云，所親不失其親，亦可宗敬也，皇疏則云，亦可宗者，亦猶重也，能親所親則是重爲可宗也，疑皇侃所據經文本無敬字，今本有敬字，蓋涉注文而竄入者」とある。敦煌本には敬字がなく，校勘記にいうことが正しいだろう。

親不失其親 (13 b 5)

宝徳本無其字。

宜相和睦也 (13 b 5)

林本無也字。

敦煌本にもまた也字がない。

則是汎愛衆而。親仁 (13 b 5)

久原本而字下有所字。

乃義之與比 (13 b 5)

宝徳本乃字作及字。

敦煌本もまた及字と作り，宝徳本と一致する。

繼母與因母同 (13b 8)

喪服傳に「繼母之配父與因母同」とあり，その注に「因猶親也」とある。敦煌本には繼母二字がない。参訂に「朱型家曰，因古亦通爲婚姻之姻，故訓爲親，康成注大司徒云，姻親于外親，賈疏引論語云，因不失其親，喪服傳云，與因母同」とある。

故孔亦謂此因爲親是也 (13b 8)

宝勝院本重是字。

大槻本無是字，宝徳本無是也二字，久原本無也字。

国会図書本欄外に「古写本親下無是字」とある。敦煌本もまた是字がなく，それが正しいようである。

此勸人學也既所慕在形骸之内 (13b 9)

国会図書本既字作即字。

国会図書本欄外に「三本共即作既」と校記する。

一簞一瓢 (14a 1)

大槻本，延徳本，江風本，宝勝院本，蓬左本，久原本，林本簞字作箠字。

是無求安也 (14a 1)

国会図書本無也字。

敏疾也 (14a 3)

宝徳本敏字作故字。

疾學於所學之行也 (14a 3)

根本本無學字。

校勘記に「根本本疾下無學字，似是，然諸鈔本皆有，今姑仍其舊」とある。今見るところの諸鈔本もまた學字がある。文義よりみて無いほうがいいだろう。

若學前言之行 (14a 5)

天文本言之二字倒，根本本此六字作若前學之言行。

校勘記に「文明本若誤作君，今依諸本改正，學前言之行，根本本作前學之言行，久原本作學前之言行」とある。

心有疑味 (14a 5)

江風本心字作必字。

江風本に「異本心」の旁注あり。

則往就有道德之人決正之也 (14a 5)

国会図書本就字作聽字。

林本無也字。

国会図書館欄外に「三本共聽作就」の校記あり。

可謂好學也矣已 (14 a 5)

宝徳本，林本，足利本，根本本矣已二字倒。

大槻本に「本注已矣」との旁注あり。校勘記に「篁墩本根本本也矣已三字作也已矣，與爲政篇攻乎異端斯害也已矣句法全同，文明本久原本桃華齋本並此章句末作也已矣，爲政篇則作也已矣，按篁墩本與古鈔集解本正平板同，文明本與永祿鈔集解本合」という。

合結食無求飽以下之事 (14 a 5)

国会図書館本結字作給字。

国会図書館欄外に「三本共給作結」と校記する。

有道者謂有道德者也 (14 a 7)

大槻本は者の旁に「本注無」と注記。

正謂問事。是非也 (14 a 7)

林本事字下有之字。

子貢問曰 (14 a 8)

大槻本は問の旁に「本注無」と注記。校勘記に「邢本子貢下無問字，皇疏諸本並有，唯文明本旁注云，異本無問字，阮氏校勘記云，按皇疏云，子貢問言，若有貧者能不橫求何如，故云貧而無詔也，邢疏云，若能貧無詔佞，富不驕逸，子貢以爲善，故問夫子曰，其德行何如，據此則古本當有問字。」とある。

非分橫求曰詔也 (14 a 8)

国会図書館本横字作猶字。

国会図書館欄外に「三本猶作横 是」と校記する。

好以非分橫求也 (14 a 8)

宝徳本好字作子字。

若有貧者能不橫求 (14 a 9)

国会図書館本若字作无字。

国会図書館欄外に「三本共无作若 是」と校記する。

范寧云 (14 a 9)

各本寧字作甯字。

不以正道求人爲詔也 (14 a 9)

足利本無也字。

陵上慢下曰驕也 (14 b 1)

大槻本陵字作凌字，下同。

故問云何如也 (14 b 2)

国会図書館欄外に「古写本問下無云字」と校記あり，しかし，今諸鈔本で云字がない

ものを見ない。ただ敦煌本には云字がなく、国会図書館の校記と一致する。

范甯云 (14b 3)

大槻本甯字作寧字。

有勝於無詔。者也 (14b 4)

延徳本詔字下有驕字。

未若貧而樂道 (14b 4)

敦煌本には道がない。校勘記に「邢本無道字，按集解兼采孔鄭二注，孔注無道字，鄭注有道字，皇疏此下引孫綽云，顔氏之子一簞一瓢，人不堪憂，回也不改其樂也，八佾篇起予者商也下，引沈居士云，孔子始云，未若貧而樂道云云，是六朝時論語，道字或有或無，唐石經則旁添道字，蓋石經旁添字，宋人所加，開成刊定時無有也，今攷皇邢兩疏，二本當有道字，今本邢疏無之者，疑是後人依石經所校改」という。

貧而無詔乃是爲可 (14b 4)

足利本無字作不字。

国会図書館，大槻本，延徳本，天文本，江風本，宝勝院本，蓬左本無是字。

回也不改其樂也 (14b 5)

大槻本，延徳本，天文本，江風本，宝勝院本，宝徳本，蓬左本，久原本無其字。

富而好禮者也 (14b 5)

宝徳本無也字。敦煌本もまた也字がなく，宝徳本と一致する。

然不云富而樂道 (14b 6)

宝徳本無道字。敦煌本もまた道字がなく，宝徳本と一致する。

貧者多憂而不樂 (14b 7)

根本本同，各本而字作好字。敦煌本では者多憂がなく，而を好とする。

故言禮也 (14b 7)

江風本言字作云字。

不以貧賤爲憂苦之也 (14b 9)

根本本無之字。

大槻本は之字の旁に「本注無」の注記あり。

顔原是也 (14b 9)

延徳本同，諸本原字作愿字。

詩曰如切如磋 (15a 1)

根本本日字作云字。

富而好禮者 (15a 4)

大槻本は者字の旁に「本注無」の注記あり。

解所以可言詩。也 (15a 7)

各本詩字下有義字。

「此解知和而和不以禮爲節義也」などという皇疏よりみると、義字は有るほうが正しいようである。

諸之也 (15 a 8)

林本無也字。

故曰可與言詩矣 (15 a 9)

根本本同，諸本無矣字。敦煌本もまた矣字がなく，諸本と一致する。

夫所貴悟言者 (15 a 9)

宝勝院本，蓬左本悟字作恠字。

既得其言又得其旨也 (15 a 9)

延徳本又字作以字。

可以知不爲衛君 (15 b 1)

延徳本無爲字。

不欲指言其語 (15 b 1)

宝徳本指字作旨，足利本語字作言字。

敦煌本では，指を直として，語を悟としている。

善取類也 (15 b 3)

根本本無也字。

往告。以貧而樂道 (15 b 3)

各本告字下有之字。

大槻本は之字の旁に「本注無」と注記。

來答以切磋琢磨者也 (15 b 4)

大槻本は也字の旁に「本注無」と注記。

義同乎茲 (15 b 4)

国会図書館本欄外に「写本乎作于」と校記，今于とするテキストを見ない。

子貢知心。厲己 (15 b 5)

延徳本，宝徳本心字下有以字。敦煌本は心字を以字としている。

故引詩以爲喻也 (15 b 5)

国会図書館本，宝徳本，江風本，足利本無以字。

国会図書館本欄外に「三本共詩下有以字」と校記，敦煌本もまた以字がなく，これら諸本と一致する。

不患人之不己知也 (15 b 6)

宝徳本無也字。

大槻本は也字の旁に「本注無」と注記。校勘記に「釋文出患不知也，云本或作患己不

知人也，俗本妄加字，吉田篁墩云，竊嘗考論語例，有同語重見者，有語小異而義同者，如此章與里仁篇不患莫己知求爲可知也，憲問篇不患人之不己知患己無能也，衛靈公篇君子病無能焉不病人之不己知也章，重見疊出，意義一同，則知陸本爲正也，今按皇疏云不患人不知己但患己不知人耳，據此則皇本當作患己不知人也，蓋皇侃所據經文與陸本不同也」といふ。

王肅曰徒患己。無能知也（15b 8）

大槻本，延徳本，宝徳本，宝勝院本，蓬左本無此注十字。

林本，足利本はこの十字を補う，また国会図書本欄外に「古写本無王肅十一字」と校記。天文本，林本，久原本，足利本，根本本は徒を但とし，国会図書本，天文本，江風本，林本，久原本，足利本，根本本では，己の下に之字がある。校勘記に「今攷其注義與皇解不合，疑皇本原無此注，今本有之則後人據永祿鈔集解本所補」とある。

(1973. 10. 31)